

景観配慮協議結果通知書

鎌倉景第 1125-2 号
令和3年(2021年)10月25日

読売新聞東京本社
事業局 エンターテインメント部
部長 高橋 渉 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 3-13 号
土地利用類型 の 名 称	新都市機能導入地、沿道住宅地
景 観 地 区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外
行 為 の 場 所 (地 名 地 番)	鎌倉市寺分8番1
行 為 の 種 類	建 築 物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開 発 <input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特 定 地 区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外
協 議 事 項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な未利用地を活用した様々な都市機能を導入するとともに、土地の大街区化などの高度な利用とオープンスペースの創出を図ることにより、都市の活力と快適性を備えた新しいまちづくりをすすめることが必要である。 ・地域の歴史的遺産を活かしながら、その歴史性に配慮した都市景観の形成が求められる。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の色彩について、隣接する景観計画区域の色彩基準に適合するよう求めたが、仮設建築物の移設による短期間(3ヶ月程度)の利用であるため、意匠的な変更はできないとの理由から、理解を得ることができなかった。 ・うるおいや四季を感じさせる緑化空間を創出するよう求めたが、短期間の仮設利用であることから、緑化についての理解を得ることができなかった。 ・敷地内には事務所等のコンテナが配置されるが、敷地の外周部の現状を調査し、通りから視認できる北側については、白色フェンスを設けることで、施設のバックヤードが通りから眺望できないように計画され、景観計画に沿っていない色彩である外壁部分が通りから眺望できないように一定の配慮がされている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されたものではないが、届出者から景観配慮協終了申出書の提出があったため、協議を終了する。</p>
備 考	